平成２３年（フ）第５１９号
仙台市宮城野区田子２丁目14番17号　ローゼンコートＡ棟201
破産者　阿部ヒロ子
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５号
秋田県にかほ市金浦字金浦138番地１
破産者　越川　一則
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第５０９号
福井市二の宮１丁目４番10号　グレイスフル二の宮201号室、旧住所福井県大野市高砂町３番10号
破産者　影路　善弘
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８８号
福井市池尻町第24号114番地
破産者　東　　孝広
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
福井県坂井市三国町三国東２丁目２番18号　プレヴ・ナンス106号、開始決定時の住所福井県坂井市三国町崎第58号20番地26
破産者　花井　美香
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
長野県松本市寿台５丁目２番19号　県営住宅
破産者　塩原　英一
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３５２３号
愛知県瀬戸市瘤木町62番地
破産者　酒井　洋巳
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1538番地の１
破産者　若菜　正彦
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０６７号
愛知県瀬戸市落合町336番地の３　雇用促進住宅落合宿舎３―501
破産者　山田　順一
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３６６号
愛知県豊明市沓掛町荒畑26番地109　松田荘201号
破産者　大久保正建
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５７８号
大阪市浪速区幸町３―４―10―912、開始決定時の住所大阪市浪速区桜川３丁目５番11―702号
破産者　鈴木　雅之
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９９６号
大阪市中央区糸屋町２丁目３番３―902号
破産者　大城　民子（旧姓吉村）
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７４５号
大阪市生野区巽東２丁目２番16号
破産者　大西正弘こと　金　　正弘
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３７１号
大阪市西区九条１丁目14番10号　401、前住所大阪市西区千代崎１丁目４番17―1003号
破産者　杉山　義雅
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６２０号
大阪府東大阪市長田中５丁目１番37―604号、前住所大阪府東大阪市稲田新町２丁目８番９号
破産者　大野　博明
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４９９号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番12号　ロイヤル俊徳Ⅰ―311号、前住所大阪府東大阪市中小阪２丁目１番19号
破産者　大原　正治
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５３２号
大阪市都島区都島北通１丁目13番10―303号
破産者　武内　繁典
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５９１号
大阪府豊中市春日町５丁目１番４―802号
破産者　中嶋設備工業こと　中嶋　好和
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６５９号
大阪市鶴見区茨田大宮２―９―16　ハイツ大宮201号、住民票上の住所大阪市鶴見区緑２丁目６番30号
破産者　岡﨑　章子
1　決定年月日　平成23年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部